豊能町移住就職応援支援金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、豊能町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、豊能町への移住定住の促進を図るとともに、豊能町内の企業等における人手不足の解消を図るため、予算の定めるところにより、大阪府外から豊能町に移住する者又は移住し豊能町内で就職する者に対し、移住就職応援支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、豊能町補助金等交付規則（昭和50年規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱に用いる用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

（１）「単身世帯」とは、支援金の交付を申請する日において、世帯員が１人だけの世帯をいう。

（２）「子ども」とは、申請日が属する年度の４月１日時点において、満14歳以下の者をいう。

（３）「パートナーシップ宣誓証明制度対象者」とは、大阪府パートナーシップの宣誓の証明に関する要綱に基づくパートナーシップ宣誓書受領書の交付を受けている者をいう。

（４）「保護者」とは、児童福祉法第６条に規定する者をいう。

（５）「若年夫婦世帯等」とは、支援金の交付を申請する日において、夫若しくは妻又は大阪府パートナーシップ宣誓証明制度対象者の双方が４０歳未満である世帯をいう。

（６）「子育て世帯」とは、支援金の交付を申請する日において、子どもと保護者が生計を一つにし、同居している世帯のことをいう。

（７）「申請者」とは、支援金の交付を受けようとする者のうち、支援金の交付申請を行う単身の者又は世帯の代表者をいう。

（８）「就業」とは、豊能町内に本社、本店、支店及び営業所がある企業（以下「町内企業」という。）又は豊能町を拠点として事業を営む個人事業主に、支援金の申請日から1年以上継続して勤務する意思を有するものが、週２０時間以上の無期雇用契約に基づき就労すること。

（９）「テレワーク」とは、企業に正規雇用されている者が、本人の意思により豊能町へ移住し、移住元での業務を週２０時間以上行うことをいう。

（10）「起業」とは、本人の意思により移住し、豊能町に本拠を置く企業を設立し、又は個人が豊能町を拠点として事業を営むことをいう。

（11）「介護職」とは、豊能町内の介護保険法に規定する介護サービスを行う事業所、施設又は地域包括支援センターに勤務する介護職員、利用者に直接介護を行う従事者（訪問介護員を含む）、介護支援専門職、社会福祉士、保健師、看護師及び介護福祉士をいう。

（12）「交通事業者」とは、町内企業若しくは豊能町内に鉄道の駅、バスの停留所又はタクシーの営業所を有する企業をいう。

（交付対象者）

第３条　支援金の交付対象者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。なお交付対象者は申請を開始するまでに、事前に相談を行い、支援要件の確認を行わなければならない。

２　年齢に関する要件として、交付対象者が、申請する年度の４月１日において、１８歳以上５０歳未満の者であること。ただし、若年夫婦世帯等は交付対象者全員が４０歳未満の者とする。

３　移住等に関する要件として、次の各号の全てに該当すること。

（１）申請日において、豊能町に住民登録されていること。

（２）住民票を豊能町に移す直前に連続して３年以上大阪府外に居住していたこと。

（３）この要綱施行後に移住し、かつ転入してから３カ月経過していないこと。

（４）支援金の申請日から３年以上継続して豊能町に居住する意思のあること。

４　その他の要件に関して、次の各号の全てに該当すること。

（１）　申請者が生徒又は学生ではないもの。ただし勤労学生は除く。

（２）　申請者が豊能町内外の企業を問わず、正規雇用にて週２０時間以上の業務を行っていること。

（３）　世帯員全員が生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による保護を受けていないこと。

（４）　日本人であること。ただし外国人であって、永住者、日本人配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有している場合はこの限りではない。

（５）　初回の申請後、豊能町外に生活の拠点を移した者であって、再度の申請を行う者でないこと。

（６）　国又は地方公共団体等による同様の補助制度を利用している者でないこと。

（７）　暴力団等の反社会的勢力に属する者又は反社会的勢力と関係を有する者ではないこと。

（８）　その他町長が交付対象者として不適当と認めた者でないこと。

（支援金の額）

第４条　支援金の額は表１の基本支給額とし、就業、テレワーク、起業している者、介護職又は交通事業者に従事する者は、表２の就業加算額を加えた額とする。ただし、予算の範囲内において交付するものとする。

表１（基本支給額）

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | 支給額 |
| 単身世帯 | ５０，０００円 |
| 単身者以外の世帯 | １００，０００円 |
| 若年夫婦世帯等 | ２００，０００円 |
| 子育て世帯 | ３００，０００円 |

表２（就業加算額）

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | 加算額 |
| 就業、テレワーク、起業した者 | １００，０００円 |
| 介護職交通事業者に従事する者 | ２００，０００円 |

（交付申請）

第５条　申請者は、豊能町移住就職応援支援金交付申請書（様式第１号）を町長に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）豊能町移住就職応援支援金交付に関する誓約書兼同意書（様式第２号）

（２）公的機関が発行した写真付き本人確認書類の写し（運転免許証、旅券等）

（３）豊能町に転入する以前３年間の世帯員全員の所在地がわかる書類（住民票謄本の写し等）

（４）世帯員全員の続柄が確認できる書類。ただし前号で確認できる場合は省略することができる。

（５）申請者がパートナーシップ宣誓証明制度対象者である場合は、大阪府パートナーシップ宣誓書受領証の写し

（６）就業加算額の交付を受ける場合は、就労証明書（様式第３号）（ただし個人事業主は省略することができる。）又は個人事業主が事業を営んでいることを証明する書類（経営規模等評価結果通知書、開廃業等届出書等）。（ただし個人事業主でないものは省略することができる。）

（７）その他要件に適合することを証明する書類

（８）その他町長が必要と認める書類

（交付決定）

第６条　町長は、前条第１項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて、予算の範囲内において補助額を決定し、豊能町移住就職応援支援金交付決定通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

２　町長は、前項の審査の結果、補助金の不交付を決定したときは、豊能町移住就職応援支援金不交付決定通知書（様式第５号）により、申請者に通知するものとする。

（交付請求）

第７条　申請者は、交付決定通知を受け、支援金の請求をしようとするときは、交付決定通知のあった日から１４日以内又は翌年度の４月１０日のいずれか早い日までに、豊能町移住就職応援支援金交付請求書（様式第６号）に町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（返還請求）

第８条　町長は、支援金の交付決定を受けた者、又は支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、豊能町移住就職応援支援金交付取消通知書（様式第７号）により、支援金の交付を取消し、又は豊能町移住就職応援支援金返還請求書（様式第８号）により、申請者に支援金の全額又は一部返還を命じることができる。ただし、雇用企業又は就業先の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして町長が認めた場合は、この限りではない。

（１）虚偽の申請その他の不正な手段により支援金の交付を受けた場合（全額）

（２）支援金の申請日から３年以内の間に豊能町から転出した場合（全額）

（３）就業加算を受けた者が支援金の申請日から１年以内に退職した場合（就業加算額）

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は令和６年９月１日から施行する。